

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

- (10) 議案第92号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第92号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日

健康福祉局

議案第 9 2 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

(令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号)

2 条例の主な改正内容

(1) 上記 1 に伴い、指定障害福祉サービス等の費用の算定に用いる基準等に係る規定の整備を行うもの

「厚生労働大臣が定める」→「主務大臣が定める」

「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」

→「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」等

(2) 上記 1 に伴い、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する従業者の員数等の規定の読替えについて、規定の整備を行うもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び法第70条第2項の規定により読み替えて準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び法第70条第2項の規定により読み替えて準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において読み替えて準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第200条の12並びに第200	第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第200条の12並びに第200

改正後	改正前
<p>条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項に規定する <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>	<p>条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項に規定する <u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>
<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p>	<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p>
<p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。 (管理者の設置)</p>	<p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。 (管理者の設置)</p>
<p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 (準用)</p>	<p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 (準用)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。<u>この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項に規定する<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。</p>	<p>第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、3人以上とする。</p>
<p>2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(運営に関する基準)</p>	<p>2 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(運営に関する基準)</p>
<p>第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る</p>	<p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る</p>

改正後	改正前
<p>基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替える<u>ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える</u>ものとする。</p>	<p>基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	<p>第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。</p> <p>(1) 当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額</p> <p>(2) 当該指定療養介護のうち指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から次に掲げる額の支払を受けるものとする。</p> <p>(1) 当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額</p> <p>(2) 当該指定療養介護のうち指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(利用者負担額に係る管理)</p>	<p>(利用者負担額に係る管理)</p>
<p>第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除し</p>	<p>第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控</p>

改正後	改正前
<p>て得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第105条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。</p> <p>（1） 食事の提供に要する費用</p> <p>（2） 光熱水費</p> <p>（3） 日用品費</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p>	<p>第105条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。</p> <p>（1） 食事の提供に要する費用</p> <p>（2） 光熱水費</p> <p>（3） 日用品費</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により <u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（従業者の員数）</p>
<p>第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者</p>	<p>第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者</p>

改正後	改正前
<p>等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設としての人員に関する基準を満たさなければならない。</p>	<p>等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設としての人員に関する基準を満たさなければならない。</p>
<p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。</p>	<p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。</p>
<p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u> が定めるものでなければならない。</p>	<p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定めるものでなければならない。</p>
<p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 （従業者の員数）</p>	<p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 （従業者の員数）</p>
<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p>	<p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p>
<p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p>	<p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p>
<p>ア <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分命令</u>」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p>	<p>ア <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分省令</u>」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p>
<p>イ <u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p>	<p>イ <u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p>
<p>ウ <u>区分命令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p>	<p>ウ <u>区分省令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p>
<p>エ <u>区分命令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を</p>	<p>エ <u>区分省令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を</p>

改正後	改正前
<p>2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</p>	<p>(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</p>
<p>(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p>	<p>(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p>
<p>ア <u>区分命令</u>第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p>	<p>ア <u>区分省令</u>第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p>
<p>イ <u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p>	<p>イ <u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p>
<p>ウ <u>区分命令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p>	<p>ウ <u>区分省令</u>第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p>
<p>エ <u>区分命令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p>	<p>エ <u>区分省令</u>第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p>
<p>(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</p>	<p>(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</p>

改正後	改正前
<p>ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>	<p>ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>
<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p>	<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p>
<p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>4 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>4 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>	<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>

改正後	改正前
(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。	(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。
5 (略)	5 (略)